

笠間藩における藩主代替り儀礼の過程

牧野 望実

はじめに

本稿は、常陸笠間藩牧野家を素材として、藩主代替り時における儀礼の過程から新旧藩主の動向を分析することで、大名がどのように幕府組織に参入していったのかという点について解明を試みるものである。

笠間藩牧野家の初代は上野大胡の城主康成の子成儀（一六〇六一六六〇）である。成儀は館林城主徳川綱吉付であった。家督を継いだ二男の成貞（一六三四―一七一二）は、綱吉の五代將軍就任時に一万三〇〇石に加増され大名になる。やがて初代側用人に就任した成貞は、その後も順調に加増されていき、天和三（一六八三年）には下総関宿藩五万三〇〇石の藩主に就任する。貞享五（一六八八年）年、綱吉の牧野邸「御成」の際には計七万三〇〇石にまで加増された。その後、三代成春（一六八二―一七〇七）が七〇〇石を加増されて三河吉田藩藩主となり、八万石となる。そして延享四（一七四七）年に五代貞通（一七〇七―一七四九）が八万石で笠間藩に入封した。それ以降、領地の細かな変遷はあるものの支配は廃藩まで続いた。なお、歴代藩主は図1にまとめた。大名には老中への昇進経路が存在した。その経路は第一段階に奏者番、次に寺社奉行を兼帯、そこから大坂城代、あるいは、京都所司代を経て老中に進む経路を指し、綱吉期に確立したと指摘されている。牧野家は、五代（笠間藩初代）藩主貞通が京都所司代、六代藩主貞長（一七三三―一七九六）が老中、七代藩主貞喜（一七五八

一八三二）・八代藩主貞幹（一七八七―一八二八）が奏者番を務めた。その後は藩主の夭折や若年での相続が続き、九代藩主貞一（一八一五―一八四〇）・一〇代藩主貞勝（一八二四―一八四二）・一代藩主貞久（一八三六―一八五〇）は奏者番に就いていないが、二代藩主貞直（一八三一―一八八七）は最後の大坂城代として幕末に活躍した。牧野家藩主の役職就任状況を見れば、笠間藩入封後、貞一・貞勝・貞久の三代を除いて奏者番などの役職に就任しており、牧野家が幕政の中枢を担う家柄であったことが分かる。

次に、儀礼の研究史についてまとめておく。近世国家において儀礼は、権威維持のシステムとして機能した。近世における儀礼研究は、久留島浩氏、渡辺浩氏が儀礼の分析から領主層と民衆との関係を分析したことによって、序列関係を意識した研究が行われるようになった。以後、給人領主の儀礼支配を検討した高野信治氏、贈答儀礼から領民と領主、家臣と大名、大名と將軍との関係を明らかにした大友一雄氏など、多様な視点から分析が進められている。近年では、岡崎寛徳氏が贈答儀礼の考察から、將軍と大名のつながりに加え、交際関係をも把握しようとした。

これまでの研究を見ると、儀礼自体がもつ意義や儀礼が近世社会に及ぼす影響などについて論じたものが多い。儀礼それぞれが近世武家社会に影響を与えていたとするならば、とりわけ儀礼の遂行が権力者の権威構造を形成する要因になっていたとするならば、幕府あるいは藩としては、儀礼を円滑かつ厳粛に進めていく必要がある。権力者はその課題をどのような下準備のもと達成していたのか、一

つの儀礼に着目し、この問題について具体的に検討した研究は、ほとんど見られない¹⁰⁾。幕府や藩が儀礼を円滑に遂行するために行った下準備について検討することは、近世武家社会における権威の構造を違った視点から照射する切り口となるのではないか。すなわち、儀礼を介して牧野家と幕府、あるいは他家との関係などを明らかにすることにより、幕藩体制の構造の一端として一つの藩の有り方が見えてくるのではないだろうか。さらに今回は、数ある儀礼の中から代替り儀礼に注目したい。代替り儀礼の研究については、將軍の代替りについて分析した岩橋清美氏の研究があるが、幕府の重職に就く可能性のある大名たちに焦点を当てた研究は管見の限りない。重職を担うことの多かった牧野家の代替り儀礼に関わる動向を分析することで、幕政の中核を担う家柄の大名についての新たな知見も提示できるものと考ええる。

以上を踏まえて、本稿では笠間稲荷神社所蔵「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」という史料を使用し、貞喜から貞幹への代替りの過程と新藩主のその後の動向について分析していく。

「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」は、笠間藩が文化一四（二八一七）年一〇月に行った藩主代替りの儀礼と、新藩主貞幹のその後の動向について記され、笠間藩番頭によって作成された。番頭については後述する。史料は上・中・下巻に分かれている。上巻には文化一四年八月一五日から一〇月二三日までの主に牧野家の家督相続に向けた動向が記載されている。中巻には同年一〇月二二日から翌一五年五月一八日までの牧野家の代替り後の動向が記録されている。その記述の大部分は一〇月から一二月末にかけての隠居・家督の御礼や詰という公務に関わる内容である。それ以降は代替り後に初めて年頭の挨拶をしたというような単発的な記録になる。下巻は隠居・家督に伴う献上品や付届、牧野家への訪客の対応などと

いった項目に分かれ、それぞれの事項について詳しく記載されている。本稿において以下、この史料は「取計一件」と表記する。また、出典を示さずに史料を掲示する場合、すべて同史料からの引用となる。

なお、笠間藩牧野家では「取計一件」の他に、文政一二（一八二九）年の貞幹から貞一への代替りを記した「貞一公御家督一件」、天保一一（一八四〇）年の貞一から貞勝への「貞勝公御家督一件」、天保一二（一八四一）年の貞勝から貞久への「貞久公御家督一件」、嘉永四（一八五二）年の貞久から貞明（貞直）への「貞明公御家督一件」という、代替りについての記録が残されており、牧野家の代替りの様相の変化を五代にわたって確認することが可能である¹¹⁾。

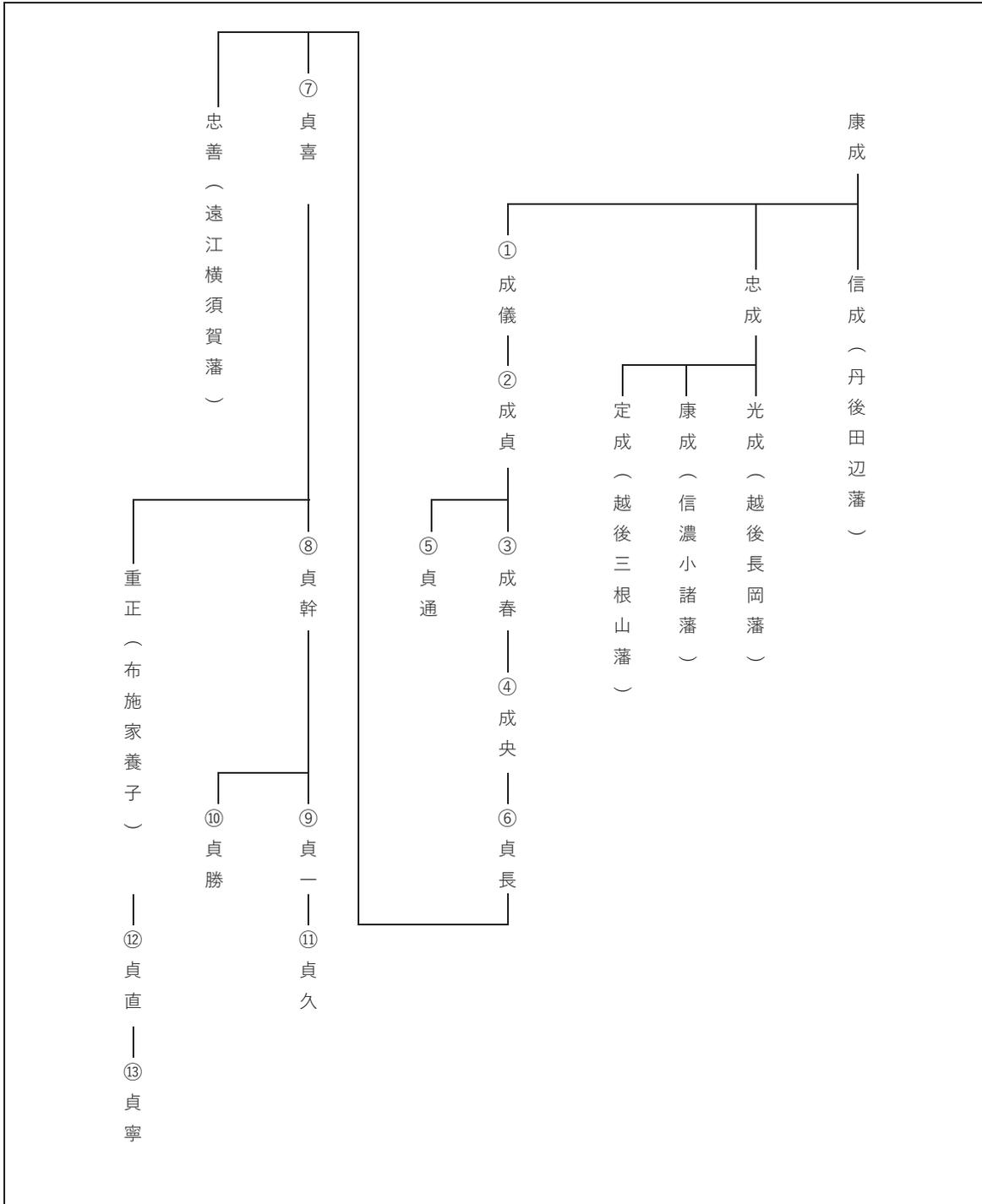
一 文化一四年の代替り儀礼

1 笠間藩の状況と代替り儀礼

笠間藩は文化六（一八〇九）年から文政七（一八二四）年頃まで藩政改革を断行していた。分析に移る前に当時の笠間藩の様相について小室昭氏の研究からまとめておきたい¹²⁾。

牧野家が笠間藩に入封した延享四（一七四七）年の常陸領の人口は二万八六九〇人であったが、天明八（一七八八）年には一万八一九〇人に減少した。また、藩財政について、使用できる金額は年間二万三〇八〇両前後であったが、借財の返納を一時中止して儉約令を出したにも関わらず、天明七（一七八七）年には一万二四〇〇両の不足が生じていた。このような状況下で寛政四（一七九二）年に藩主に就任した貞喜は、就任直後から家中俸禄の削減、救米の制、年貢収取体制の整備、儉約令の発布、北陸地方農民を移民させる入百姓策など、数々の施策をおよそ一七七年間にわ

図1 牧野家系図



「笠間牧野家譜」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』）、『国史大辞典』より作成

たつて行い、領内の再興を目指した。しかし、文化六年に笠間藩の郡奉行が「十五年前迄ハ當時程ニハ無之処、一年増ニ相衰既ニ當時御手詰之御振合相成」と述べている通り、藩内の状況は年々衰え、施策も手詰まりの状態であった。そこで、現状を打破するため、牧野家は家中から改革政治の具体的方策を建白させ、文化六年正月より大規模な藩政改革に踏み切ったのである。

改革の施策は農村対策、家中対策、商業対策の三つに大別できる。農村対策は、手余地（耕作を放棄された土地）の再興、間引の禁令などの人口増加策、地方貸下金制などの勸農策、囲米制をはじめとした農民保護策など、数々の施策を打ち出し、農村の再興を図った。家中対策は、儉政と文教策を二本柱とし、財政の管理、借米制の強化、儉約令、時習館（藩校）の創設、定書の制定などが行われた。商業対策は、通穀仕法を領内荒廢の最も激しいところに採用した。これは米価の調節による農民救済措置である。

これらの改革は、文化六年から文政七年頃まで、二代（貞喜・貞幹）にわたって行われた。文化一四年の代替り儀礼は藩内で藩政改革が行われている中で執り行われたのである。

文化一四年一〇月一日、藩主貞喜は藩政改革の途中で行う代替りについて、藩士に次のように申し渡した。

〔史料1〕

御先君之御余沢ニより、不肖之身重キ任ニ居し為差功もなく、此度隠居家督之安堵ヲ得候事大慶之至、何事坎不過之候、是併ながら、何も之骨折不少事と令満足候、左京事も不案内之儀、愈以精勤補佐いたし候様ニ存し、申上もなく候得共、勝手向之儀今日一統江申含候書取之通改正之主意被行、向々驗も相見候得共、兼而申聞候通宿病不得止事仕合、不及是非相願候上ハ定

而御役場等之 御沙汰も可有之、入用之道は見方多く有之候得共、借財之手段ヲ以取直し之道は決て無之、何連ニも當時之主意堅相守、省略ヲ以償候外無之、仍而平常之儉約聊も緩々無之様、別而此節事多ニ付而は万端厚く勘弁いたし、第一手元之義は右主意ニ背ケ候儀有之候ハ、必無遠慮幾度も押返し可申出、左京事もいまた年若之儀、如何程も身ヲ詰、万事不自由いたし老後之平ヲ得候様可心懸事と存候、治道種々候得共、當時之急勢、畢竟之処上下儉約ヲ不忘様朝夕相心懸、九ヶ条を的ニ後榮之道ヲ遂可申候、其筋役人共も宜様可申聞候也、

丑十月

史料1は文化一四年一〇月一日、藩主貞喜が江戸屋敷の御二階下に在府藩士を招集し行つた申し渡しである。牧野家は江戸藩邸として日比谷に上屋敷、濱町に中屋敷、鉄砲洲に下屋敷を持っていた。申し渡しが行われた御二階下とは、牧野家が日比谷に持っていた上屋敷の中にある。一般的に上屋敷とは、藩主が居住し、江戸における藩政の中心となる場所であり、中屋敷とは、隠居した元藩主や次の藩主となる嗣子が居住した場所とされる。牧野家も代替り前は藩主である貞喜が上屋敷に、嗣子の貞幹が中屋敷に居住していた。代替り後は隠居した貞喜が中屋敷へ、新藩主となった貞幹は上屋敷へ引越している。

申し渡しの内容は、次の四点である。

- ① 藩政の現状から隠居すべきでないが、宿病のため止むを得ず行うこと。
- ② 儉約を第一とし、もし貞喜が背いていけば、何度でも遠慮なく申し出ること。
- ③ 左京（貞幹）は未だ年若く、いくらでも身を詰め、儉約することとが重要であること。

④身分の上下に関係なく、とにかく儉約が必要である。九箇条を目標に努めていくこと。

まず、④の九箇条について確認しておく。貞喜は文化六年、藩政改革の一環として家中からの借米を強化し、その償いとして家臣の諸拝借金の返済期限を三年延期した。その期限にあたる文化九(二八二二)年正月、貞喜は改革の成果を顧みて、九箇条の改革続行の基本方針を示した。¹⁹⁾

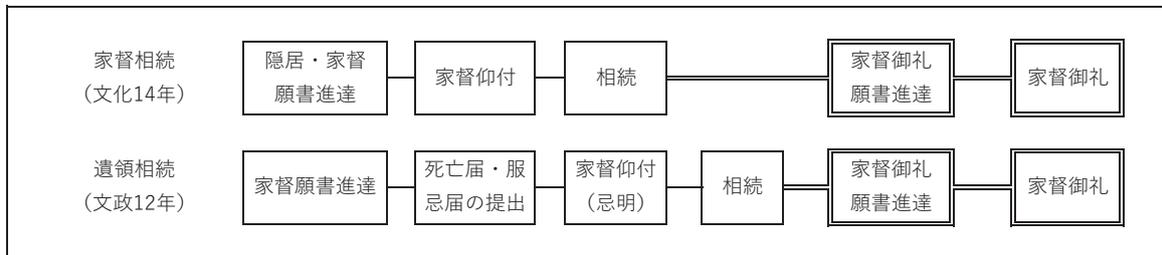
- 一、百姓撫育の事
- 一、家臣の風儀をただすべき事
- 一、人材を取立候事
- 一、俸禄追々可復旧事
- 一、年来借財の事
- 一、城郭並家中家居修補の事
- 一、飢歳非常そなへの事
- 一、軍務可修事
- 一、永世之法度可定事

④の九箇条とは、この時に提示された基本方針であると考えられる。²⁰⁾

文化六年の借米強化は、高禄者ほど高い借米率となり、俸禄が下がるほど借米率も低くなっていった。笠間勤めと江戸勤めでは消費生活に差が生じるため一〇%の差があったが、七〇〇石取は八八% (笠間)、七一% (江戸) と笠間藩政を通じて最も高い借米率であった。文化九年に出された九箇条の第四条に「俸禄追々可復旧事」と入れたことは、生活難が続く家臣へ将来の希望を持たせる配慮であったが、復旧の期日は明言せず、借米延長を指示し、高率のまま文政六年まで続いた。²¹⁾

この状況を踏まえると、家中一丸となって取り組んでいる改革の

図2 相続手続きと新藩主の動向



「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取斗一件」・「貞一公御家督一件」(笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』)より作成
 一本線は世子が相続するまでの流れ、二本線は相続後に新藩主が行う作業を示す

途中で代替り儀礼を行うべきではないが、病のためやむを得ず儀礼を行うという申し渡しの内容は、厳しい家中対策を耐えている家臣たちへの配慮であることが窺える。また、藩主の代替り直前に現藩主から藩政改革の継続を訴えることで、代替り後に政策を継続しやすい状況を作っていた。このように、藩としては不安定な状況の中で文化期の代替り儀礼は行われたのである。

なお、申し渡しの最後に「其筋役人共も宜様可申聞候也」とあり、貞喜の申し渡しは在府藩士を通じて関係各所へ伝えるよう指示された。

2 御用掛の任命と構成

大名家における相続は当主隠居による代替りと当主死去による代替りの二種類がある。隠居による相続は「家督相続」、死去による相続は「遺領相続」と表記しておく。²²⁾ 牧野家では文化一四年以降、文政一二年、天保一二年、天保二二年、嘉永四年に代替りを行っている。

その際、交替りへ向けた準備や儀礼の流れを記した一件帳を残している。²³今回対象となる笠間藩牧野家の文化一四年の交替りは「家督相続」であるが、文政期の交替り以降は全て「遺領相続」である。

相続手続きの流れについては、牧野家の文化期、文政期の交替りをもとに図2にまとめた。「家督相続」では、幕府に隠居・家督の願書を進達し、改めて登城、將軍より家督仰付を受けて藩主が交代するという流れになる。一方、「遺領相続」の場合は、願書進達後、死亡届と服忌の届を提出し、忌日期間に入る。その間は江戸城に登城できないため、家督仰付は忌明け後になる。父が死去した場合は五〇日間の忌日期間があるため、数日で手続きが完了する「家督相続」に比べ、「遺領相続」はすべての手続きが完了するまでに長い期間を要した。²⁴「家督相続」、「遺領相続」どちらの場合でも、家督仰付を受けて藩主交代の手続きが完了した。

文化一四年の交替りについて、隠居・家督の願書進達は一〇月一八日、家督仰付は一〇月二日に行われたが、「取計一件」は八月一五日の御用掛任命の記事から始まる。つまり牧野家が交替りの準備として最初に行ったことが、御用掛の結成であった。

〔史料2〕

一 御袴被為 召、於御二階下列座向御逢有之、当日之御祝儀申上之、畢而左之通、被 仰含之、

田中小右衛門

当冬隠居家督相願候二付、用掛り申付候、公辺向之義、万事無手拔様致差函、取調可申候（後略）、

史料2は文化一四年八月一五日に藩主貞喜から笠間藩家老の田中小右衛門へ出した申し渡しである。申し渡しの内容は、今年の冬、幕府へ隠居と家督相続について願ひ出るので、そのための御用掛に任命する。御用掛として藩士に公辺向（幕府関係）のことを手抜か

りのないように指示し、隠居と家督相続の儀式について調べる、こと、というものであった。田中にこのような申し渡しをした貞喜は、次いで番頭の大戸源八・加茂束へも同内容の申し渡しをしている。

同日、田中は近習目付の有馬勘助を御用部屋において御用掛に任命した。そして、御用掛に任じたい者を挙げ、貞喜から了承を得た上で、次の史料3のように平原加兵衛へ御用部屋にて御用掛を申し付けた。

〔史料3〕

一 於御用部屋左之通

大納戸 平原加兵衛

当冬 御隠居御家督被遊候二付、御用掛被仰付候、念入可相勤候（後略）、

平原と同様に御用掛へ任命された者について表1に整理した。表1によれば、田中小右衛門・用人・番頭のいずれかが御用部屋において各人へ申し渡しを行ったこと、大納戸・目付・書簡・留守居など多くの役職から起用されていることが確認できる。

まず、はじめに任命された田中の役職である家老とは、一般的に家中を総括する役とされる。²⁵笠間藩においても役高が六〇〇石と最も高く、名門の家柄の者がその役に就き、家中を統括した。²⁶大戸・加茂の二名が務めた番頭も役高二五〇石で笠間藩における上級職である。²⁷番頭の職務内容は幕府との交渉役を務めることや、側向と旗奉行以下の藩士の願書や届書を受理し、用人へ提出することなど多岐にわたる。²⁸儀礼の中で番頭は、幕府や他藩との交渉役を担うことが多かった。有馬が就いていた近習目付は、近習の中で役高が一〇〇石と最も高い。²⁹近習とは、藩主の側で様々な役を担う秘書のような存在である。近習たちの勤め方や心得について記述された「御近習勤方心得」には「表向と出会有之間敷勿論之事」とある。さらに、

表1 御用掛任命者一覧

No.	名前	役	任命日	申渡	備考
1	田中小右衛門	家老	8月15日	貞喜	勝手掛頭取
2	大戸源八	番頭	8月15日	貞喜	
3	加茂束	番頭	8月15日	貞喜	9月1日より用人役見習兼任
4	有馬勘助	近習目付	8月15日	小右衛門	者頭格勝手掛差添近習目付兼任
5	平原加兵衛	大納戸	8月19日	小右衛門	
6	太田勇左衛門	留守居	8月19日	小右衛門	
7	上坂藤八	書簡	8月19日	小右衛門	
8	江尻領左衛門	書簡	8月19日	小右衛門	
9	森七郎	目付	8月19日	小右衛門	転役
10	田中利左衛門	賄方	8月19日	小右衛門	
11	瀧上此右衛門	元締	8月19日	小右衛門	
12	西海善治	祐筆	8月19日	用人	
13	金子治兵衛	祐筆	8月19日	用人	
14	杵山登兵衛	祐筆	8月19日	番頭	
15	岩崎群左衛門	留守居	9月3日	小右衛門	9月1日より留守居任命
16	澤田右内	目付	9月17日	小右衛門	森七郎転役のため

「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」・「年数帳」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』）より作成

寛政二（一七九〇）年に出された「御近習目付より口達」^①の中には「前々被 仰出候通、表向之面々江致出候間敷候事、但芸術二而出会は不苦候事」とあり、近習は基本的に表役人との交流が禁じられていた。八月一九日以降に御用掛に起用された者の役職は、祐筆（役高三〇俵三ツ五分）が三名、書簡（役高六〇石）と留守居（役高一二〇石）は二名ずつ、他は各役職一名ずつであった。^②西海・金子・杵山の三名が務めた祐筆の主な職務内容は、年数分限帳の書き入れや、家老より他所へ送る書簡の作成であった。^③上坂・江尻の就いていた書簡は幕府に提出する書類などの処理や御祐筆部屋に関する業務を担っていた。^④後述するように、牧野家は近親や他藩の関係者へ儀礼の進捗について頻繁に連絡するなど、儀礼の準備を進めるにあたり大量の文書を作成していた。そのため祐筆や書簡からの起用が多かったであろう。太田・岩崎が就いていた留守居について、大名の留守居は、幕府の諸役人及び他藩の同役などと交渉し、自家を有利な立場へと導いていく存在であった。^⑤そのような役割を持つ留守居は、代替り儀礼の中でも他藩や幕府の諸役人への使者として度々派遣され、儀礼に関する様々なやり取りを行った。この他、御用掛には財政管理を担う元締や賄方などが任じられ、儀礼に関わる金銭の出納管理などを担った。^⑥

このように、御用掛に起用された者たちは、他藩・幕府との交際や文書作成を担当する留守居、祐筆、書簡など、儀礼を円滑に遂行するために重要な役割を担っていた。御用掛は藩士を統括する役目を持つ家老を中心に儀礼の準備を進めていくこととなったのである。

さて、「取計一件」の八月から九月までの記事は、御用掛結成など藩内部で行われた儀礼の準備に関わる内容であった。それが一〇月一日に史料1の申し渡しを行ってから、藩外へ向けた渉外活動へと移行していく。

3 願書進達

文化一四年一〇月一八日、牧野家は次の史料4を幕府に進達した。

〔史料4〕

隠居家督奉願候覚

高八万石

居城常陸国笠間

牧野越中守

丑六十歳

嫡子

牧野左京亮

丑三十一歳

私儀年来持病之痔疾、其上積氣二付、先達而奉願候通、御奏者番被成下御免（御免被成下カ）難有仕合奉存候、久々引籠罷在、兼而山本啓春院薬服用、並外治松平陸奥守家来大槻玄澤療治請申候処、今以相勝不申、老年之儀、急ニは快給も有御座間敷旨、何も申之候、永々引込御奉公相勤不申奉恐入候、依之隠居被仰付、嫡子左京亮江家督被下置候様奉願候、以上、

文化十四丁丑年十月 牧野越中守 御印判

御書判

史料4は、牧野家が一〇月一八日に幕府へ進達した隠居・家督についての願書である。史料1の申し渡しを行った牧野家は、一〇月三日から願書の作成にとりかかった。願書の作成に当たり、まず主治医である山本啓春院に願書の「案文」（下書き）の添削、老中へ

表2 名代・控・差添

No.	名前	殿席／職種	城地	石高（石）	備考
1	秋元左衛門佐久朝	雁之間	出羽山形	60000	
2	三浦備後守毗次	雁之間	美作勝山	23000	
3	永井飛騨守直与	雁之間	摂津高槻	36000	
4	安藤濱之助信由		陸奥磐城平	50000	安藤対馬守信義（雁之間）の嫡子
5	三浦和泉守義和	西丸持弓頭			

「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』）、『文化武鑑』（国立国会図書館デジタルコレクション参照）より作成

願書の内覧を依頼した。いずれも問題なしとの返答を受け、一〇月一二日に願書が完成した。

出来上がった願書は藩主、またはその名代、あるいは控が差添と共に幕府へ進達した。名代とは、貞喜が江戸城に登城して行う必要がある作業を、本人に代わって行う者を指す。控は、急病などで名代が登城できない場合の代理である。願書の進達に関わった者は、表2にまとめた。出羽山形藩藩主秋元久朝には、貞喜の名代として隠居・家督の願書を進達することと、願書の受理後に名代として廻勤することを、美作勝山藩藩主三浦毗次にはその控を依頼した。摂津高槻藩藩主永井直与には三浦毗次の控を、西丸持弓頭の三浦義和には願書進達の際の差添を依頼し、承諾を得た。

差添を依頼された旗本の三浦義和は牧野家の「御用頼」の西丸持弓頭である。「御用頼」とは、藩と個別につながりを持つ幕府役人とされ、他に「御頼」「出入」「懇意」「御内用頼」などとも呼

ばれている。各藩は「御用頼」に幕府へ提出する願書に関わる相談をするなど、様々な場面で頼りにしていた。^⑤

貞喜の名代を依頼された秋元は笠間藩前代藩主貞長の娘を母に持ち、江戸城雁之間に席次を持つていた。控の三浦毗次と永井も雁之間に席次を持ち、貞喜と同席である。

殿席について、牧野家は殿席を基本的に雁之間においていた。松尾美恵子氏によれば、殿席は御三家など、将軍家所縁の大名としての休息所を別格とすると、幕府の儀式などに参列する表大名の控の間である大広間・帝鑑之間・柳之間と、儀式以外にも度々登城し、詰め奉公をする大名たちにとっての詰の間である溜之間・雁之間・菊之間縁類とで構成される。七つの殿席の内、雁之間は老中や京都所司代、大坂城代など重職を多数輩出した殿席とされる。^⑥ 牧野家は願書進達の名代を同席の者の中から選出していた。さらに、一〇月一日に牧野家は該当者へ次の依頼をした。

〔史料5〕

一 御同席様之御内、御心添之御方様、左之通江御隠居御家督後
不相替御心添御頼、御留守居御使者ヲ以被仰遣之、

史料5では「同席様」の内「御心添之御方様」（表3のNo.1～6）へ藩主代替り後も変わらぬ「心添」を依頼している。「心添」の具体的な内容や「御心添之御方様」については後述するが、儀礼の中で藩主の交際関係が次代へ引き継がれていた様子が確認できた。

なお、次代の藩主（貞幹）の詰間の席順は貞喜と同様になった。これは願書進達前に幕府に対し現藩主（貞喜）と同様になるよう、あらかじめ申請を出していたためである。

また、同日に牧野家は奏者番の内、五名の者へ式典中の助力を依頼した（表3のNo.7～11）。貞喜は寛政五（一七九三）年一二月より奏者番を任じられていた。奏者番は主に殿中での典礼・儀礼の遂

表3 助力依頼の相手

No.	名前	殿席／職種	城地	石高（石）	備考
1	久世大和守広誉	雁之間	下総関宿	58000	
2	永井飛驒守直与	雁之間	摂津高槻	36000	
3	大久保佐渡守忠成	雁之間	下野烏山	30000	
4	永井肥前守尚佐	雁之間	美濃加納	32000	
5	阿部駿河守正簡	雁之間	上総佐貫	16000	
6	増山河内守正寧	雁之間	伊勢長島	20000	
7	松平和泉守乗寛	奏者番	三河西尾	60000	
8	松平右近将監武厚	奏者番	上野館林	61000	
9	安藤対馬守信義	奏者番	陸奥磐城平	50000	
10	高木主水正正剛	奏者番	河内丹南	10000	
11	西尾隠岐守忠善	奏者番	遠江横須賀	35000	別段近親二付
12	松平伯耆守宗発	奏者番	丹後宮津	70000	役中弟子筋二付

〔貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件〕（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』、『文化武鑑』（国立国会図書館デジタルコレクション参照）より作成

行などを担い、幕府の役職の中でも老中昇進経路の第一段階とされる重要な職務であった⁴⁰。五名の内、三河西尾藩藩主松平乗寛と上野館林藩藩主松平武厚の二名は寺社奉行兼帯である。乗寛は享和元（一八〇一）年六月より、武厚は享和二（一八〇二）年十一月より務めた。他三名、遠江横須賀藩藩主西尾忠善は文化三（一八〇六）年正月より、河内丹南藩藩主高木正剛は文化七（一八一〇）年六月より、陸奥磐城平藩藩主安藤信義は文化一三（一八一六）年七月より奏者番を務めている。また、西尾忠善について、史料中に「別段近親二付」と記載があるが、これは忠善が貞喜の実弟のためである（図1）。また、一〇月二日には奏者番の丹後宮津藩藩主松平宗発が貞喜の「役中弟子筋」のため、松平へも式典中の助力を依頼した。ここでの役中の弟子筋とは奏者番の師弟関係を指す。大友一雄氏によれば、奏者番の職務内容は大変複雑なため、新任の奏者番の世話を担当する師範が古参の奏者番から選ばれた。弟子である新任の奏者番は、主に師匠である古参の奏者番から執務情報を習得し、知識や技術を伝授された⁴¹。

願書を進達する牧野家は同姓や近親の者一七名へも連絡した。同姓の者とは越後長岡藩牧野家を本家とし、常陸笠間藩牧野家、信濃小諸藩牧野家、丹後田辺藩牧野家、越後三根山藩牧野家を分家とする同族的結合関係を示す。本分家の関係性については家ごとに異なるが、野口朋隆氏の研究によれば、財政の困窮から政治的・経済的に分家が本家に依存する関係や、本家の権威を持って家内騒動を抑える族制的権威を期待した関係、分家が本家の後見を行う関係など、本分家内の秩序を安定させる役割や機能を持った⁴²。近親の者は、貞喜の兄弟や甥など、他藩へ養子に行った笠間藩牧野家の者と血縁関係を持つ者たちである。この他、貞喜の担当医である山本啓春院、大槻玄沢へ連絡した。さらに、月番老中へは一八日に願書を差し出

す報告をするとともに、老中と面会できるか確認したが、松平久五郎（将軍家斉の実子）が先日死去したため遠慮中であり、一八日は対客が無かった。そのため、老中の登城前に願書を進達することになった。

このような準備を経て、一〇月一八日牧野家は滞りなく隠居・家督の願書を進達した。

牧野家では、願書進達後、まず願書進達に携わった人物（表2のNo.1～3）それぞれへ留守居の使者を送り、これまでの感謝を示した。そして願い済みから廻勤までの名代やその控を改めて依頼した。三浦義和には挨拶の使者のみを出している。なお、秋元に依頼していた願い済みから廻勤までの名代は、その後三浦毗次と役割を入れ替え、三浦が当日の名代を引き受けている。

この他、「御用頼」の留守居、大目付、勘定奉行、両丸（本丸・西丸）目付の者、同席様で「心添」の者、同姓・近親の者や両敬⁴³の老中方、隣家⁴⁴の肥前島原藩藩主松平忠馮、嫡子（貞幹）と同席の土井利位（下総古河藩藩主土井利厚の嫡子）、酒井忠順（若狭小浜藩藩主酒井忠進の嫡子）、松平乗美（美濃岩村藩藩主松平乗保の嫡子）、松平輝茂（上野高崎藩藩主松平輝延の嫡子）、貞喜の担当医の山本啓春院と大槻玄沢へ願書進達が済んだことを知らせている。また、両丸において「懇意」の坊主衆の内、特に親しい者へ奉札を差し出し、その仲間内へも通達するように申し渡した。

4 家督仰付

家督仰付（御用召）の大きな流れは、隠居する貞喜の名代である三浦毗次と貞幹本人が江戸城へ登城し、代替りの申請について将軍（家斉）より許可をもらい、城内を廻勤するというものである。家督仰付のために登城する際は願書進達時と異なり、藩主と新藩主

が共に登城することになる。そのため、安藤信由（陸奥磐城平藩藩主安藤信義の嫡子）（表2のNo.4）へ貞幹自身の控を依頼した。安藤信由の席次は菊之間で貞幹と同席である。また、父の信義の席次は雁之間であり、文化一三年七月から奏者番を務めていた。信義と貞幹は同席・同役の関係であった。

家督仰付に向けて貞幹は名代の控を二名、貞幹は自身の控を一名用意した。控について牧野家は、貞幹の控が二名いることに對し、貞幹の控が一名のみであったため、貞幹と同席の内藤頼寧（信濃高遠藩藩主内藤頼以の嫡子）に「又之控」を依頼しようと考えた。しかし、これについて貞幹の同列の者に尋ねた留守居の報告により「又之控」は取りやめになっている。

一〇月一九日、牧野家は、「御用召」の日程について、城坊主で牧野家の「御用頼」にあたる星野求庵に問い合わせた。「御用召」の日時は、同日中には不明であったが、翌日留守居を使い再び星野へ内々に問い合わせたところ、明日二日に「御用召」になるとの報告を受けた。その後、同日中に正式に城から「御用召」の旨を知らされた。

一〇月二一日、貞幹は「御用召」のため中屋敷（濱町）を出発した。その際、貞幹の名代を務める三浦毗次の屋敷へ向かい、共に登城するべきであったが、牧野家の中屋敷から三浦の屋敷まで距離があったため、江戸城にて三浦の到着を待ち、共に向かうことにした。牧野家は「御用召」の際に、江戸城にあらかじめ牧野家の連絡係を数名置いていた。これは儀礼の進行状況を速やかに牧野家に伝達し、次の対応を迅速に行うためのものである。江戸城に配置しておいた連絡係より、貞幹と三浦が無事に登城したと連絡があった。報告を受けた牧野家はすぐに貞幹や貞幹の名代、その控を依頼しておいた者（表2のNo.1, 3, 4）へ「御用召」終了の旨を手札にて知らせ

た。ついで、江戸城に詰めていた留守居から、三浦が登城した際、坊主衆を使って名代書きを目付へ渡し、殿様（貞幹）が願った通り隠居することを將軍（家斉）が認められたと報告があった。なお、貞幹が家督相続し、貞幹と同様に雁之間の席になったことは、名代の三浦から連絡を受けている。

これらの報告を受けた牧野家は早速「殿様御願之通御隠居、若殿様御家督、無相違雁之間御席被為蒙仰候事」つまり御用済みである旨を家中の者たちへ達した。三浦はこの後、本丸にて予定通り廻勤を行い、廻勤が終了した旨を牧野家の留守居に報告している。一方貞幹は、三浦と別れ一人西丸へ向かい、代替りについての礼をし、家督仰付は終了した。

二 代替り後の牧野家の動向

1 家督御礼の献上・付届

一〇月二一日、江戸城から貞幹が上屋敷（日比谷）に帰宅し、牧野家の新旧藩主（貞幹・貞幹）がそろった。この後、上屋敷において、藩主交代のため新旧藩主の太刀目録交換や、家中の者が代替りについて祝意を述べること、代替りの祝いのための訪客への対応など、藩主交代に伴う様々な対応をしていた。

後日、新藩主となった貞幹は家督御礼の願書を進達し、家督御礼のために江戸城へ登城した。そして家督御礼後、関係者へ献上品や付届を贈った。

本稿末尾の付録は、新藩主の貞幹が各所に贈った贈答品の一覧である。贈り先は、將軍や幕府の役人、貞幹の担当医など様々で、総数は役職によって重複した相手も含めると約四五〇箇所へのぼる。贈り物は將軍家斉へは太刀一腰、黄金三〇両、縮緬五巻、馬（裸背）

一匹を、老中四名へはそれぞれ太刀一腰、馬代黄金一〇両、紗彩三巻を贈っている。これとは別に、隠居した貞喜が贈った品や、牧野家の家老が贈った品々も多々ある。相手方によって品物は異なるが、約四五〇箇所にもなると、相当な出費であったことが分かる。

付録の肩書の欄に着目すれば、西丸持弓頭や坊主衆など、幕府内部の約二〇の職務に牧野家の「御用頼」、「御頼」、「出入」が存在し、一部は同職の者の中から複数人「御頼」、「出入」を用意していたことが確認できる。特に坊主衆は「御頼」の坊主組頭格が一名、「出入」の平坊主衆が二三名、「御頼」の両丸平坊主衆が三六名、「出入」の西丸平坊主衆が九名と、多くの「御頼」、「出入」を持っていた。さらに、「御頼」や「出入」でない坊主衆や、「御頼」の坊主衆の「俸」などへも付届を贈っていた。一部宛先が重複する者や人数のみの記載のため人名が不明の者もいるが、坊主衆やその関係者、約一一六箇所へ付届を贈っていた。

これは、文化期の代替りに限らない。文政一二年には約七五箇所、天保一二年には約七七箇所、嘉永四年には約八五箇所と、牧野家は代替りの際に多くの坊主衆へ付届を贈っていた。⁴⁵他藩と比較すると、例えば帝鑑之間詰の日向延岡藩内藤家は寛政二（一七九〇）年の代替りの際には約三八箇所、⁴⁶享和二（一八〇二）年には約四二箇所へ付届を贈った。大広間詰の備前岡山藩池田家は天保一三（一八四二）年には約三箇所、⁴⁸文久三（一八六三）年にも約三箇所へ付届を贈っている。このように付届を贈る坊主衆やその関係者の人数は家ごとに大きな差があった。

2 坊主衆の代替りにおける役割

牧野家が付届を贈った坊主衆は、史料中に度々登場する。ここでは、牧野家と坊主衆のやり取りから、代替りにおける坊主衆の役割

について確認していききたい。なお、文化期の代替りの際は牧野家と坊主衆のやり取りについて詳細が書かれていない部分が多かったが、文政期の貞幹から貞一への「遺領相続」について記した「貞一公御家督一件」⁵⁰には坊主衆とのやりとりが詳細に記載されている。そのため、文化期・文政期の二つの史料を併せて検討していく。

まず4家督仰付の中で、家督仰付のための「御用召」の日程について、牧野家の「御用頼」にあたる星野求庵に問い合わせていたことが挙げられる。この日程の確認は、文政期も同様に行われていた。また、文政期の家督御礼の登城の際、坊主衆より「明朝、御家老、殿様御先江登城致候方都合宜趣」つまり、登城の際は殿様よりも家老が先に登城した方が良いとの連絡が来るなど、当日大名家が滞りなく動くことができるように情報が提供された。

文政期の史料から新藩主知与丸（貞一）が「懇意」の坊主衆八名や「御頼」の坊主衆三九名などを上屋敷へ招き、饗応をしていたことが確認できる。「遺領相続」かつ幼少での相続であったため、殿中の作法などについて不案内であった知与丸は、坊主衆との面会の際、「初而何分頼」や「万端世話相成」、「初而不案内之事殿中頼」など初めてのため世話を頼むという趣旨の言葉を伝えている。面会の同日の記事には、「於表御居間、殿様御家督御礼之節之御内習礼、御小袖之俣御長上下御小サ刀被為帯、御内習礼三度有之、卒而御家老習礼老人も有之」とあり、坊主衆が上屋敷を訪れた際には、習礼を行っていたことが確認できる。習礼とは、儀式が行われる前に係の役人などがその礼式を予行することを指す。⁵¹牧野家では、江戸城など現地で習礼を行う前に儀礼の流れを坊主衆へ確認する習礼を「内習礼」とも呼んでいた。

今回行った習礼は「殿様御家督御礼之節之御内習礼」や家督御礼の際の「家老習礼」など多岐にわたった。「家老習礼」とは家督御

礼の際、家老も將軍への御目見をすることを指す。基本的に各藩の家老が御目見をすることはないが、譜代の大藩などで家老の御目見を許されている場合があった。⁵⁵家老の御目見の習礼や家督御礼の習礼などについては、文化期も文政期と同様に坊主衆と一緒にやっていくことが確認できる。さらに、文政期には「御留守居の御同席様、御心添、其外御登城之御手続委細二問合」、「御老中様方御逢之節、御手続も申上万端相済」とあるように登城や老中御逢の手続きなど、儀礼に伴う様々な手続きについても坊主衆に確認をとっていた。

習礼は、儀礼に関わる奏者番や先手などを牧野家に招いて行われることもあった。奏者番や先手が来訪し、習礼を行う際は、坊主衆が「取持」を行った。この時、奏者番などの日程調整も坊主衆が担った。また、文政期の「御心添之御方様」である若狭小浜藩藩主酒井忠順と山城淀藩藩主稲葉正守、下野宇都宮藩藩主戸田忠温、出羽山形藩藩主秋元久朝、常陸下館藩藩主石川総承を牧野家へ招き饗応しているが、これにも坊主衆は「取持」として同席し、家督御礼の同道を石川、控を秋元に依頼したと牧野家へ報告している。このように新藩主がはじめて行う家督御礼は、坊主衆の手厚い支援を受けて準備されていた。そして坊主衆は、家督御礼の当日には殿中にて貞幹や貞一の世話をし、共に儀礼に臨んでいる。

この他、文化期には代替りのお祝いのために牧野家近親様付の使者、同姓様付の使者、茶屋・三井、茶屋・三井の名代、牧野備前守家老と御付の使者が牧野家を訪れた。その際「出入」の坊主衆が「取持」をしている。茶屋・三井は商家の茶屋家、三井家を指す。三井家は貞享四（一六八七）年に牧野成貞の仲立ちにより、御用商人となった。その恩から牧野家を別格扱いとし、長らく交流があった。⁵⁶茶屋家については、享保期に牧野貞通が京都所司代になって以降、「格別之間柄」となり、大名貸を実施している。⁵⁷どちらも文化期・

文政期にも継続して関係があった。

ここまで牧野家と坊主衆の関わりについて確認したが、坊主とはどのような役職であったのか。深井雅海氏によれば、江戸城において坊主とは剃髪・法服で城内の雑役に従った者を指す。坊主は同朋頭の支配を受ける奥坊主・表坊主や数寄屋頭の支配に属する数寄屋坊主などの区別があった。それぞれの坊主には組頭格があり、文政四年には表坊主組頭が九名、表坊主が二三〇名在籍した。⁵⁸文化期・文政期の代替りの際に牧野家が付届を贈った坊主衆は、人名が書かれていない者や役職が不明な者も多く、分析の際は注意が必要であるが『武鑑』から役職を特定できた者の多くは組頭格を含む表坊主であった。⁵⁹

表坊主の職務は殿中表の座敷を管理し、大名や諸役人の給仕を行うことである。役高は二二俵二人扶持と少ないが、大名家から大量の金品を受け取っていたため、分不相応の暮らしをしていた。⁶⁰それが寛政の改革などで問題になり風儀取締の対象となった。⁶¹表坊主は特定の大名と私的な関係を結んでいた。その関係は大名が幕府の役職在職中に依頼する「役頼」と大名家が代々依頼する「家頼」の二種類があった。⁶²

文化期・文政期の儀礼では、殿中での差配や「取持」などを行っていた表坊主がいたことが確認できるが、牧野家と関係を持った坊主衆の中には表坊主と特定できない者も含まれている。また、代替りの祝いという牧野家の内々の集まりに商家が参加し、そこに幕府の坊主衆が「取持」として参加したが、どの坊主が訪れたのかについては不明であり、商家・大名・坊主の三者間の関係についても疑問が残る。様々な役割を担った坊主衆が大名や商家にとってどのような存在であったのか、別稿を期したい。

三 詰衆参加までの過程

1 詰衆と「割元」

文化一四年一〇月二一日、家督仰付を受け、家督相続の手続きを終えた牧野家は、次の史料6を月番老中へ提出した。

〔史料6〕

御詰之義御伺書

私儀、家督之御礼不申上候内も、御礼日又は詰日其外同席之

面々出仕之通登 城可仕哉、奉伺候、以上、

可為並之通候、

この史料6では、新藩主貞幹が家督御礼を行う前に、同席（雁之間）の者と同様に出仕してよいか老中へ尋ね、許可を得ている。家督を相続した新藩主は、まず家督御礼として登城することが通例のため、このような伺書を出した。史料中の「詰日」とは、雁之間詰大名の内、詰衆と呼ばれる存在が江戸城に詰める日を指す。詰衆は雁之間詰大名の内、役職に就いていない江戸在勤の者が担った。松尾美恵子氏^⑥によれば、詰衆は参勤交代によって江戸勤めを交代しており、参勤・御暇の時期によって①子寅辰午申戌の年の六月に参府、一年後の丑卯巳未酉亥の年の六月に御暇、②丑卯巳未酉亥の年に参府、一年後の子寅辰午申戌に御暇、③毎年一二月に参府、翌年八月に御暇、④毎年八月に参府、翌年二月に御暇、の四グループに分けられている。詰衆は詰日に登城した際、雁之間に詰め、老中の廻り^⑦の際の御機嫌伺いの挨拶と、大目付からの通達を同席衆へ廻達していた。

文化一四年の儀礼直後、新藩主貞幹は役に就いていなかったため、詰衆として出仕することになった。詰衆が参勤交代後に初めて出仕することや、代替り後、初めて出仕することを「初詰日」や「初御

詰」などと呼んだ^⑧。ここからは牧野家が代替り後に「初御詰」を行うまでの過程とその後の動向を分析していく。

〔史料7〕

一 御詰御出仕事、御同席御並之通と御附札相済候二付、御割元

秋元左衛門佐様江、御詰割之儀御頼御使者御留守居相勤、

但御廻状二而、御一同様御並二被仰遣候得共、前段御頼被

仰遣、且御割元様より御詰割被遣候得は、御礼御使者被遣、

御詰日御出宅刻限、御着服御用番様へ御出懸御届等之儀、

御相談被仰遣之、

一〇月二二日、牧野家は詰衆の一人である秋元へ史料7の届を出した。史料7について、牧野家は詰・出仕が同席並みの通りとなったので、「割元」である秋元へ「詰割」を頼む使者を送った。そして、秋元から「詰割」が届いた後は、牧野家より御礼の使者を出し、詰日の出宅刻限や着服、月番老中への御届などについて相談するといふ内容である。「詰割」とは、「詰日割」とも呼び、詰衆の誰が、いつ城に詰めるかという詰日を記載した一覧表である。史料7を受けて秋元は、貞幹を含めた詰日割を詰衆へ廻達した。詰日割を受け取った貞幹は一〇月二四日に「初御詰」を滞りなく終了させた。

史料7の中で「詰割」を頼んでいた「割元」とはどのような役割を担っていたのだろうか。

〔史料8〕

一 秋元左衛門佐様より御詰割之御割元ハ御筆頭ニ而御持切被成

候事故 此方様江御割元、並、右一件帳類御譲り被成段以

御使者被仰越候処、いまた御不案内之御儀二付、御当方御割

元御頼被成候旨、御返答二被仰進候上、猶又、御頼御使者御

留守居相勤候事、

但此儀兼而内々御留守居より御頼之御積り二掛合、御承知

二候得共、一通りハ表向御譲り之儀被 仰越候御振合之由、

史料8は二回目の詰日である一〇月二十九日、公務の終了後に秋元から牧野家へ来た連絡である。内容は、「詰割」の「割元」は筆頭(牧野家)が持ち続けることになっているため、秋元より牧野家へ「割元」と「一件帳類」を譲ると言ってきた。それに對し牧野家は、「代替り直後で」不案内のため、秋元へ「割元」を頼むことを返答した、とある。殿席内には明確な序列があり、基本的に石高が最も高いものが上席、石高が同様の場合は家督順で席内の序列は決定されていた。⁶³「割元」とはその時に所属する詰衆の中の筆頭が務め、「詰割」を持ち続けることになっていた。史料7の中で牧野家が「詰割」を秋元に頼んでいたのは、「割元」である秋元が「詰割」を管理していたからだった。

2 代替り後の「初御詰」に至る過程

一〇月二四日に行われた貞幹の「初御詰」について、史料には「初御詰無御滞御勤被遊」と記載されている。「初御詰」が滞りなく終了した旨は「心添」の者や当勤の同席の者へ伝えられた。

貞幹の「初御詰」へ向けた動向について、史料7を除いて、どのように準備をしていたのか明確に分かるものがない。一方、文政一二年に家督を相続した牧野貞一の「初御詰」へ向けた動向については詳細な記録が残る。貞一は文政一二年に前代藩主貞幹が死去したため家督を相続した。相続時、新藩主貞一は「前髮執」(元服儀礼の一つ)前であったため、代替り直後からの「初御詰」を免除された。その翌年の文政一三(一八三〇)年に貞一が「前髮執」を行うことが決まり、牧野家において「初御詰」を実施するための準備が始まる。貞一は「遺領相続」かつ「前髮執」前の相続であったため、「家督相続」であるとともに「前髮執」済みの相続であった貞幹の「初御詰」

と同一視することはできない。しかし、分析から業務に不慣れな者を詰衆たちがどのように指導していたのか検討することは可能であろう。そこで、貞一の「初御詰」に向けた動向が記された「貞一公御前髮被為執候より御詰日御勤迄」⁶⁴より、その過程を分析していく。
「史料9」

一 永井飛驒守様ニは、御引請御世話之儀、兼而御頼之事ニ付、右御使者之節、左之通御書取を以被成御問合候、

中杉半切認

御伺相済候ハ、来十一日御前髮被成御執候御積ニ御座候、左候得は御詰日をも可被成御勤之思召候、

右ニ付而は、兼而被仰遣候之通、¹御若年御不案内之儀被成御座候間、此上別而万端御引廻御世話被進候様被成度御頼思召候、

一²御詰日之儀当分 其御元様御相詰ニ被成進、万端御差図被進候様被成度御頼思召候、

但右之趣御承知被成進候ハ、御割元之御方様江御詰日御割合之儀從 其御元様被仰遣被下候哉、又は越中守様御頼可被仰遣哉、

一 御助急助之儀輕キ御病銘ニ而も被仰立当分之内被成御断候方ニも可有御座候哉と思召候、御差図被成進候之様被成度思召候、

一³御詰日被成御勤候付而は御不案内之儀ニ付、当分之内御懇意御坊主衆之内両人宛も罷出取持候様御頼可被成哉と思召候、

一⁴初御詰日之節服紗御小袖麻上下御着用、御用番様江御届被成御出、夫今直右御着服之俣御登城被成、御詰日被成御勤候儀ニ御座候哉(後略)、

史料9は「初御詰」を行うことになった牧野家が同席の「御心添之御方様」の一人である摂津高槻藩藩主永井直与へ問い合わせた内容である。傍線部1では、貞一が若年で詰日について不案内のため指導役を永井に依頼している。傍線部2では、当分の間、永井と貞一が「相詰」、つまり詰日が同日になるよう、「割元」に依頼しようとしていた。傍線部4では、詰日当日の服装などについて確認を取っている。

これを受けて永井からは、指導役を引き受けること、「割元」への「相詰」の依頼は永井から連絡をすること、「初御詰日」の服装などについて承知したと返答があった。代替りに伴う「心添」の者の役割とは、詰衆としての業務に不慣れな新藩主へ様々な支援を行うことであった。支援とは、共に殿席に詰め、詰日に行う様々な作法の指導をすること、業務内容において不明な点の問い合わせに応じることなどがあげられる。貞一は「御心添之御方様」の助力を得て、雁之間詰大名の公務を円滑に実施していった。

なお、史料の傍線部3では、貞一が不案内のため、当分の間「懇意」の坊主衆の内二名に「取持」を依頼してよいか永井に確認している。その後、永井の許可を得た貞一は「懇意」の坊主衆七名へ連絡し、詰日の際は七名の内の二名を貞一につけることの了承を得た。坊主衆も儀礼に引き続き、雁之間詰大名の詰衆としての職務を補佐した。

さて、文政期の同席の「御心添之御方様」は表4にまとめた。表4のうち、美作勝山藩藩主三浦毗次は、「飛驒守様御同様別段お世話にも被為成」であるとして、史料9と永井の返答書を三浦へも見せている。

その他、「心添」を依頼した同席の者について、文政期(表4)と文化期(表3)で「心添」を依頼した家が数家異なっている。文化

表4 文政13年御心添之御方様

No.	名前	城地	石高(石)	備考
1	酒井修理太夫忠順	若狭小浜	103550	片敬
2	稲葉丹後守正守	山城淀	102000	在邑
3	戸田因幡守忠温	下野宇都宮	77850	在邑
4	秋元但馬守久朝	出羽山形	60000	在邑
5	久世長門守廣運	下総関宿	58000	
6	永井飛驒守直与	摂津高槻	36000	
7	板倉伊予守勝明	上野安中	30000	
8	三浦備後守毗次	美作勝山	23000	
9	石川中務小輔総承	常陸下館	20000	

〔貞一公御前髪被為執候より御詰日御勤迄〕(笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』)、『文政武鑑』(国立国会図書館デジタルコレクション参照)より作成

期の「御心添之御方様」の内、在邑であった者は不明であるが、文政期の「御心添之御方様」であった秋元は、文化期には「御心添之御方様」に含まれていなかった。しかし、「初御詰日」の服装など、文政期に永井に質問した内容を秋元へ問い合わせていた。牧野家が「心添」を依頼した相手は如何にして選ばれ、どのような協力体制を結んでいたのか、今後明らかにしていきたい。

おわりに

牧野家は代替り儀礼を遂行する際、藩内の者に限らず、幕府関係者や、雁之間詰大名である同席の者、奏者番である同僚の者、同姓・近親の者など、様々な

者と密に連絡を取り、儀礼の準備を進めていった。このような者達へ連絡した内容は、願書の添削依頼や藩主の名代を依頼することなど、多岐にわたった。そして、「御心添之御方様」や坊主衆といった前藩主が持っていた人脈を次代へ継承しようとする動きが随所で見られた。

引き継がれた人脈は新藩主が大名としての公務を遂行する際、大きな役割を果たしていた。その人脈の一つである坊主衆について、牧野家は家督仰付やその後の家督御礼に際し、坊主衆から儀礼の作法や手続きに関する指導、習礼の日程調整、他家と牧野家との「取持」儀礼当日の城内での世話に至るまで、手厚い支援を受けていた。このような支援を可能にしたのは、坊主衆が儀礼に精通していたためである。儀礼が権威維持のための社会秩序として機能した江戸時代において、儀礼についての情報を与え、指導も行った坊主衆が大名家にとって重要な存在であったことは明らかであろう。牧野家の代替りの史料を見ると、坊主衆から支援を受けた場合には贈物や饗応を必ず行っていた。文政期には五〇名近くの坊主衆を一度に上屋敷に招き饗応をした事例もあり、多くの坊主衆と関係を維持するためには、かなりの出費になった。しかし、それでもその関係を維持する魅力が坊主衆にはあったのである。

雁之間詰大名である牧野家は詰衆としての公務も担っていた。牧野家の新藩主が詰衆としての公務を担う上で「御心添之御方様」の一人に指導役を依頼している。また、「初御詰」へ向けた動向の中で、詰衆としての業務に慣れるまでの間、「懇意」の坊主衆の内二名を貞一の「取持」としていた。儀礼に精通する坊主衆や同席の指導役の世話を受け、新藩主貞一は詰衆としての業務や殿中での作法を学んでいった。

以上の事実から、大名は代替り儀礼に伴う前代藩主の人脈の踏襲

を経て、大名として機能していたことが確認できた。すなわち、大名が幕府の政治組織に円滑に参入し、その役割を全うしていく上で、代替り儀礼は欠かせないものであった。

残された課題は、幕政の中核を担う家柄である牧野家と役職に就くことのなかった大名家との幕府政治組織への参入過程の差異について分析することである。各藩が代替り儀礼をどのように活用し、大過なく大名となっていたのか、その動向を確認することは近世武家社会構造の一端を明らかにすることにつながるだろう。これらを理解するためには、牧野家の代替り儀礼後から重職就任までの交際関係の変化や、他家の代替り儀礼の過程について解明することが必要と考えるが、全て他日を期すこととする。

注

- (1) 「笠間牧野家譜」(『茨城県史料近世政治編Ⅱ』、『国史大辞典』)。
- (2) 山本博文「お殿様たちの出世―江戸幕府老中への道―」(新潮社、二〇〇七年)。
- (3) 前掲注1「笠間牧野家譜」。
- (4) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (5) 久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箒―近世における「馳走」の一つとして―」(『史学雑誌』第九五編第八号、一九八六年八月)。
- (6) 渡辺浩「御威光」と象徴―徳川政治体制の「側面―」(『思想』第七四〇号、一九八六年二月、のち『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七年に所収)。
- (7) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)。
- (8) 前掲注4大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』。
- (9) 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六年)。
- (10) 本文中で叙述したような観点から、人生儀礼についての分析や研究は見ら

れない。しかし、江戸時代には様々な儀礼が存在し、それを円滑に遂行するため、幕府の諸役人がどのような下準備を行っていたか、という点については研究がある。主要なものとして、岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』第六章（校倉書房、二〇〇六年）をあげておく。

(11) 岩橋清美「將軍代替り儀礼の社会的意義―第一三代將軍徳川家定の代替り儀礼を事例として―」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第八号、二〇〇二年三月）。

(12) 「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一一四の八七、一一五の八八、一一六の八九）。

本稿で使用した史料は、笠間稲荷神社所蔵の『常陸笠間牧野家文書』に収録されている。なお、本稿では、茨城県立歴史館所蔵の写真版を利用している。

(13) 「貞一公御家督一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』九四・九五の七二、九七・九八の七四、九九の七五、一〇〇の七六）、「貞勝公御家督一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一〇三・一〇四の七九、一〇五の八〇）、「貞久公御家督一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一〇九の八四、一一〇の八五）、「貞明公御家督一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一一一・一一二・一一三の八六）。

(14) 小室昭「笠間藩の化政改革―農村対策を中心として―」（『茨城県史研究』第七号、一九六七年三月）、同「笠間藩の化政改革―家中対策を中心として―」（『茨城史林』第三号、一九七四年一月）、同「笠間藩の化政改革―通穀仕法について―」（『茨城史林』第八号、一九七九年六月）。

(15) 笠間藩の郡奉行は役高が一〇〇石で主に領内の行政を統括した（役人勤向書上帳・「文化一四年定書」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』））。

(16) 「十五年來眼目集」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』）。

(17) 『笠間市史』上巻、四二六頁。

(18) 『江戸幕府大事典』。

(19) 前掲注14小室昭「笠間藩の化政改革―家中対策を中心として―」。

(20) 「御用留」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一六九の三二八）。

(21) 前掲注19小室昭「笠間藩の化政改革―家中対策を中心として―」。

(22) 福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的考察」（『史料館研究紀要』第二十九号、一九九八年二月）。

(23) 前掲注13「貞一公御家督一件」、「貞勝公御家督一件」、「貞久公御家督一件」、「貞明公御家督一件」。

(24) 大森映子「お家相続―大名家の苦闘―」（吉川弘文館、二〇一八年）。本書は二〇〇四年に角川書店より刊行された図書の復刻版である。

(25) 『日本国語大辞典』。

(26) 「番頭以上家録勤記」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一七六の三四八）。前掲注15「文化一四年定書」。

(27) 前掲注26「文化一四年定書」。

(28) 「宝暦年間用人番頭大目付勤向書上帳」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』）。

(29) 前掲注27「文化一四年定書」。

(30) 「御近習勤方心得」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一八四の三七五）。

(31) 「御近習目付より口達」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一一三の五八一の三）。

(32) 前掲注29「文化一四年定書」。

(33) 「表方勤向書上帳」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』）。

(34) 「宝暦年間家中勤向大概」（『茨城県史料近世政治編Ⅱ』）。

(35) 笠谷和比古「江戸御留守居役―近世の外交官―」（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(36) 前掲注34「宝暦年間家中勤向大概」。

(37) 荒木裕行「近世中後期の藩と幕府」（東京大学出版会、二〇一七年）。

(38) 松尾美恵子「雁之間話大名の江戸勤め」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第二二号、二〇〇六年三月）。

- (39) 大友一雄『江戸幕府と情報管理』（臨川書店、二〇〇三年）、同「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」（『史料館研究紀要』第三五号、二〇〇四年三月）。
- (40) 前掲注2山本博文『お殿様たちの出世―江戸幕府老中への道―』。
- (41) 前掲注39大友一雄『江戸幕府と情報管理』、同「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」。
- (42) 野口朋隆「再生される本分家関係―長岡・小諸・笠間各牧野家における同族的結合の構築過程―」（『茨城県史研究』第九六号、二〇二二年三月）。
- この他、野口氏の本分家に関わる研究は、『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』（吉川弘文館、二〇一一年）、『江戸大名の本家と分家』（吉川弘文館、二〇一一年）、「近世大名の分家創出に関する基礎的考察」（『佐賀県立佐賀城本丸歴史館研究紀要』第六号、二〇一一年三月）などがある。
- (43) 両敬関係について、松方冬子氏は親・姻戚関係を主な母体到家同士の関係として代々続く形で設定されたものと指摘している。老中を務めるような家柄の大名は両敬を結ぶ数が他家に比べ多かった（松方冬子「両敬の研究」（『論集きんせい』第一五号、一九九三年五月））。
- (44) 松平家の上屋敷は「上すきやはし内大手ヨリ十二丁」にあり、牧野家上屋敷の隣に位置した（所在地は『文化武鑑』、『文政武鑑』、『大成武鑑』、『江戸切絵図 御江戸大名小路絵図』にて確認した。史料は全て国立国会図書館デジタルコレクションを参照した）。
- (45) 前掲注23「貞一公御家督一件」、「貞久公御家督一件」、「貞明公御家督一件」。
- (46) 「政和公御家督付献上物並御進物被下物等留帳」（明治大学博物館所蔵『内藤家文書』一の四の四六）。
- (47) 「御隠居御家督一件廉書」（明治大学博物館所蔵『内藤家文書』一の四の一三二）。
- (48) 「御家督二付御献上其外共御目録」（岡山大学附属図書館所蔵『池田家文庫』C三の二〇四）。
- (49) 「御家督御書留」（岡山大学附属図書館所蔵『池田家文庫』C三の七三）。
- (50) 前掲注45「貞一公御家督一件」。
- (51) 前掲注10岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』。
- (52) 前掲注22福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的考察」。
- (53) 賀川隆行「三井の笠間藩牧野家への大名貸」（『三井文庫論叢』第二号、一九八七年二月）。
- (54) 大橋毅頭「一八世紀における三井家の大名貸―笠間藩牧野家を事例として―」（『論集きんせい』第三三号、二〇一一年五月）。
- (55) 深井雅海『江戸城―本丸御殿と幕府政治―』（中央公論新社、二〇〇八年）。
- (56) 前掲注44『文化武鑑』、『文政武鑑』。
- (57) 前掲注55深井雅海『江戸城―本丸御殿と幕府政治―』。
- (58) 前掲注18『江戸幕府大事典』。
- (59) 前掲注57深井雅海『江戸城―本丸御殿と幕府政治―』。
- (60) 前掲注38松尾美恵子「雁之間詰大名の江戸勤め」。
- (61) 老中の廻りとは、老中が御用部屋を出て近くの部屋を一巡することを指す（前掲注59深井雅海『江戸城―本丸御殿と幕府政治―』。廻りの際、詰衆は老中に御機嫌伺いの挨拶をすることが決まっていた（前掲注60松尾美恵子「雁之間詰大名の江戸勤め」）。
- (62) 前掲注61松尾美恵子「雁之間詰大名の江戸勤め」。
- (63) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年度、一九八一年三月）。
- (64) 「貞一公御前髪被為執候より御詰日御勤迄」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』一〇二の七八）。

〔査読を含む審査を経て、二〇二三年五月二十三日掲載決定〕

（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

付録 家督御礼の献上・付届

No.	肩書	役職・当番	人名	品物	備考
1		公方	徳川家斉	太刀1腰、黄金30両、縮緬5卷、馬(裸背)1疋	
2		右大将	徳川家慶	太刀1腰、馬1疋	
3		御台		白がね5枚	
4		御簾中		白がね5枚	
5		本丸老女衆	歌橋(他6名)	白がね2枚	
6		表使衆	岩井(他5名)	白がね1枚	
7		右大将老女衆	万里小路(他1名)	白がね2枚	
8		老中	土井大炊頭(他3名)	太刀1腰、馬代黄金10両、紗彩3卷	
9		西丸老中	松平能登守	太刀1腰、馬代黄金10両、紗彩3卷	
10		老中(同格側用人)	水野出羽守	太刀1腰、馬代黄金10両、紗彩3卷	
11		若年寄	植村駿河守(他4名)	太刀1腰、馬代白銀5枚	
12		西丸若年寄	水野壱岐守(他1名)	太刀1腰、馬代白銀5枚	
13		側衆	林肥後守(他5名)	太刀1腰、馬代白銀2枚	
14		西丸側衆	蜷川相模守(他5名)	太刀1腰、馬代白銀2枚	
15		寺社奉行	松平和泉守(他3名)	太刀1腰、馬1疋	
16		奏者番	土屋相模守(他15名)	太刀1腰、馬1疋	
17		留守居	駒木根大内記(他4名)	太刀1腰、馬1疋	
18		大目付	井上美濃守(他4名)	太刀1腰、馬1疋	
19		町奉行	永田備後守(他1名)	太刀1腰、馬1疋	
20		勘定奉行	榑原主斗頭(他3名)	太刀1腰、馬1疋	
21		作事奉行	村垣淡路守(他1名)	太刀1腰、馬1疋	
22		普請奉行	鈴木相模守(他1名)	太刀1腰、馬1疋	
23		目付	荒川常次郎(他9名)	太刀1腰、馬1疋	
24		西丸目付	本多作左衛門(他5名)	太刀1腰、馬1疋	
25		京都所司代	大久保加賀守	太刀1腰、馬代白銀5枚	
26		大坂城代	松平右京太夫	太刀1腰、馬代白銀3枚	
27		浦賀奉行	内藤外記	干鯛1折、樽代300疋	
28	御用頼	奥右筆組頭	秋山内記	干鯛1折、樽代300疋	
29		鷹匠頭	戸田五助(他1名)	干鯛1折、樽代300疋	
30		屋敷改	曾我熊之助(他2名)	干鯛1折、樽代300疋	
31	御用頼	西丸持弓頭	三浦和泉守	太刀1腰、馬1疋	
32		同朋頭	半田丹阿弥(他1名)	干鯛1折、樽代300疋	
33		西丸同朋頭	岡田常阿弥(他1名)	干鯛1折、樽代300疋	
34		坊主組頭	山崎玄節(他5名)	干鯛1折、金200疋	
35	御頼	坊主組頭格	平井善朴	金子300疋、干鯛1折	懇意
36	御頼	平坊主衆	片岡喜伯(他2名)	金子300疋	懇意
37	出入	平坊主衆	関林雪(他22名)	金子300疋	
38	御頼	両丸平坊主衆	30名	金子300疋	
39	御頼	両丸平坊主衆	6名	金子200疋	懇意
40		西丸坊主組頭	三田村晶安(他3名)	干鯛1折、金子200疋	
41	出入	西丸平坊主衆	津川九栄(他8名)	金子300疋	

42		御頼平坊主倅	長谷川園寿（他13名）	金子200疋	
43		西丸御頼平坊主倅	津川九巳（他5名）	金子200疋	
44	出入	徒歩目付	小野伝左衛門	金子200疋	
45	出入	小人目付	鈴木金右衛門（他1名）	金子100疋	
46	出入	西丸小人目付	名倉伝三郎	金子100疋	
47	出入	玄関番	池田又蔵	金子100疋	
48	出入	西丸玄関番	高瀬重次郎	金子100疋	
49		中之口番	惣中 29名	金子100疋	
50	御頼	中之口番	鬼沢孫左衛門（他4名）	金子100疋	他に新規2名増
51		西丸中之口番	惣中 11名	金子100疋	
52	御頼	西丸中之口番	市川利助（他2名）	金子100疋	他に新規2名増
53	御頼	西丸長屋門番	2名	金子100疋	新規
54	御頼	勘定所同心	豊田石蔵（他1名）	金子100疋	
55	出入	八代澗河岸火消与力	細谷平治兵衛	金200疋	
56	出入	両町奉行与力	松浦弥次郎（他1名）	金200疋	
57	出入	同町同心	中田海助（他1名）	金子100疋	
58	出入	百人組与力	大竹喜左衛門（他3名）	金子200疋	
59	出入	百人組同心	大貫雄次郎（他3名）	金子200疋	
60		佐野豊前守用人		金子200疋	
61		中川飛驒守用人		金子200疋	
62		永田備後守用人		金子200疋	
63		岩瀬加賀守用人		金子200疋	
64		榊原主斗頭用人		金子200疋	
65		古川大城守用人		金子200疋	
66		間宮所左衛門用人		金子200疋	
67		三浦和泉守用人		金子200疋	
68		秋山内記用人		金子200疋	
69		円珠院		金子300疋、昆布1折3把	
70		源興院		金子300疋、昆布1折3把	
71		両院之院代	2名	金子200疋	
72		両院手水上之僧	2名	金子100疋	
73		弥勒寺		昆布1折、金子200疋	
74			東光院（他5名）	太刀1腰、馬1疋	
75			祥麟院（他1名）	香典200疋	
76		全勝寺		香典200疋	
77		弥勒寺		香典200疋	
78		天龍寺		香典200疋	
79		要津寺		金子300疋、包昆布	
80		天龍寺		金子200疋、包昆布	
81		全勝寺		金子200疋、包昆布	
82		不動院		金子200疋、包昆布	
83		両御屋敷稻荷不動		初穂銀1匁	

84		晴雲靈神		初穂銀1匁	
85			山本啓春院	白銀5枚、干鯛1折	
86			大槻玄澤	紋付黒縮緬綿入羽織、肴1折	
87		徒歩目付組頭	川村助左衛門（他2名）	金子200疋	
88		玄関番	当番（10名）	金子500疋	
89		御台広敷進上番	鈴木弁次郎	金子200疋	
90		同所小人世話役	古水伴七（他1名）	金子100疋	
91		火之番組頭	久保田弥太郎（他2名）	金子200疋	
92		火之番世話役	相澤定次郎（他1名）	金子100疋	
93		西丸火之番組頭	竹内源左衛門（他1名）	金子200疋	
94		西丸火之番世話役	1名	金子100疋	
95		馬預り	諏訪部紋九郎	干鯛1折、八丈嶋3反（代白銀5枚）	
96		馬預り見習	諏訪部金三郎	干鯛1折、八丈嶋2反（代銀子3枚）	
97		馬乗	若林忠蔵（他1名）	金子200疋	
		献上馬二番見		金子200疋	
		献上馬道具為見方		金子200疋	
98		中鍵	大森三八	金子200疋	
		献上馬買上		金子1000疋	
		馬献上之節差添		金子100疋	
99		馬預り	諏訪部紋九郎	干鯛1折、銀子2枚	
100		馬預り見習	諏訪部金十郎	干鯛1折、銀子1枚	
101		馬乗	根村藤次郎（他7名）	金子200疋	
102		爪髪役	宮田沢右衛門（他1名）	金子200疋	
103		諏訪部紋右衛門用人	岡本伴蔵（他1名）	金子200疋	
104		同取継	4名	金子100疋	
105		口之者	細谷定六（他1名）	金子100疋	
			出役1名	金子100疋	
106		厩小頭	1名	金子100疋	
107		同門番	2名	金子100疋	
108		西丸下厩馬乗	若林忠蔵	紋付小紋裏付上下、銀子3枚	
		家老衆世話		金子200疋	
		献上馬世話		金子500疋	
109		馬世話	所多四朗	金子300疋	
110		願書進達差添	三浦和泉守	干鯛1折、樽代300疋	
				肴1折	
		家来御目見願書差出		干鯛1折、樽代300疋	
111		同朋頭	半田丹阿弥（他1名）	干鯛1折、樽代300疋	
112		表坊主組頭	細井道守（他2名）	干鯛1折、金子200疋	
113		坊主衆	丹羽清三（他8名）	金子200疋	丹羽清三は秋元左衛門佐の懇意
114		火之番役	1名	金子200疋	
115		湯呑所陸尺	4名	金子100疋	

116		家老衆休息所取計	星野求庵	金1両	
117		上野御宮		太刀1腰、馬1疋	
118		上野	大猷院（他5名）	太刀1腰、馬1疋	
119		増上寺	台徳院（他3名）	太刀1腰、馬1疋	
120		上野	浄光院	白銀1枚	
121		増上寺	桂昌院（他2名）	白銀1枚	
122		日光門主		太刀1腰、馬1疋	
123		増上寺方丈		太刀1腰、馬1疋	
124		牧野備前守江戸家老	牧野平左衛門（他1名）	干鯛1折、銀子2枚	
125		牧野備前守中老	安田多膳	干鯛1折、金子300疋	
126		牧野備前守奉行	梯本五左衛門（他1名）	干鯛1折、金子300疋	
127		牧野備前守用人	長尾五郎太夫（他6名）	金子300疋、包のし	
128		牧野宮内少輔家老	本間九郎左衛門（他1名）	干鯛1折、金子300疋	
129		牧野宮内少輔用人	笠間兵之助（他1名）	金子200疋、包のし	
130		牧野半右衛門家老	中野伝兵衛（他2名）	金子200疋	金子300疋に変更
131		牧野半右衛門用人	田中九郎右衛門（他3名）	金子200疋	
132	御頼	坊主衆	平井善朴（他3名）	金子200疋	
133	御頼	西丸坊主衆	津川九栄（他1名）	金子200疋	
134		配当銀		銀子3枚	
135			牧野備前守（番頭）	太刀1腰、馬代銀1枚	
136			松平因幡守	太刀1腰、馬代銀1枚	
137			伊達遠江守	太刀1腰、馬代銀1枚	
138			西尾隠岐守（表使者）	太刀1腰、馬代銀1枚	
139		日光御宮		太刀1腰、馬代白銀1枚	
140		別当	大楽院	銀子1枚	
141		宿坊	藤本院	金子300疋	
142			藤本院弟子	金子200疋	
143		老中	阿部備中守	太刀1腰、馬1疋	その他の老中、「御逢相済」のため無し
144		老中	水野出羽守	太刀1腰、馬1疋	

「貞喜公御隠居・貞幹公御家督取計一件」（笠間稲荷神社所蔵『常陸笠間牧野家文書』）より作成